

以上、要するに、一方では、わが国の学界と世界の学界との連絡結合を回復し、科学奨励政策を推進して、戦時中に後れたわが国の学問的水準を急速に回復することと、かくして得られる科学技術の研究の成果をわが国の行政、産業及び国民生活に滲透させることは、わが国の再建のために不可欠の重要事であるのみならず、一日もゆるがせにすることのできない緊急事である。しかもこのことは、政府の通常の行政機関に担当させては決してその目的を達し得ない事柄である。そこに日本学術会議の使命があるのである。

2-13

庶発第543号 昭和26年7月31日

内閣総理大臣

吉田 茂 殿

公益事業委員会委員長

松本 蒸治 殿

あて(各通)

日本学術会議会長 亀山 直人

電力料金の値上げについて(要望)

電力料金値上げに当つて、研究機関に供給される料金については、研究機関の公益性と研究費の窮乏に鑑み、他の公共的施設と同様最低額の率をもつてせられんことを特に願ひする。

2-14

庶発第558号 昭和26年8月7日

衆議院議長 林 譲治 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

研究者の身分保障について(申入)

本会議は、昭和26年3月3日付第9回総会の議決に基き、国会にて研究者の身分保障に関連する法案を審議の際には、予め本会議の意見を徴されるよう、3月8日付、別紙のとおり申し入れました。つきましては、国立大学管理法案のなかには、研究者の身分保障に重大な関係を有する部分が含まれていると考えられますので、この法案の審議に際しては、本会議の意見を申しのべる機会を与えられるよう希望いたします。

[註 3月8日付の申入れ・・・番号73を参照のこと]

2-15

庶発第552号 昭和26年9月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

行政管理庁長官 橋本 龍伍 殿

(各通)

日本学術会議会長代理 我妻 栄

日本学術会議事務局の行政整理について(要望)

今般の行政機構改革に当り、政令諮問委員会においては、日本学術会議設置の主旨を是認し、これ

はそのまま存置することに決定しているにもかかわらず、その事務局については、現在定員の60%を削減すべしとの答申をされております。

もし、この答申をそのまま実施されるとしますと、日本学術会議は殆んど全くその機能を停止するのやむなきに至るものと信じます。

政府におかれては、かかる事態を惹起しないよう、慎重に考慮されるようお願いいたします。

そもそも、日本学術会議は、昭和23年7月法律121号日本学術会議法より、全科学者の総意の下に設立されたものであります。それは、一定の資格ある全国の科学者から選挙された210名(任期3年)の会員によつて構成され、碩学150名をもつて組織される日本学士院を附置し、また、国立国会図書館法に基き国立国会図書館支部日本学術会議図書館(12万の科学図書を蔵する特殊の科学図書館)を附置しております。

日本学術会議は、その職務の範囲が極めて広汎であるので、最高議決機関である総会の下に、部会、運営審議会並びに50余に及ぶ常置、臨時及び研究連絡の委員会を設置して(会員・委員数延2,726名、年間動員される会員、委員数延15,143名)その活動に遺憾なきを期しており、かつ、その外に、独立の機関として、会員の選挙に関する事務を挙る選挙管理会を設けています。これ等のものの大要は別添資料のとおりであります。会員及び委員は、何れもそれぞれ多忙な本務を有しており、本学術会議の職務に専念することは不可能でありますので、本学術会議の任務遂行上必要な事項の大部分は、事務局職員により処理されており、従来の定員ですらも職員の負担は過重に過ぎると思料されていたものであります。殊に近來国際関係が平常の状態に復帰するにつれて学術関係の国際会議への代表者派遣(昭和26年度29名)、各国学術団体との連絡に関する事務は急激に増加して来たので、(年間通信数、4,242、図書交換32ヶ国892種)事務局職員の増強方を真剣に検討中であつたのであります。現在の事務局職員の任務分担状況は別添資料のとおりでありますから、慎重に御審議下さるようお願いいたします。

添付資料(省略する)

1. 日本学術会議事務局任務分担一覧表
2. 日本学術会議の諸会議一覧表
3. 同 常置委員会一覧表
4. 同 臨時委員会一覧表
5. 同 研究連絡委員会一覧表
6. 同 部付置委員会一覧表
7. 日本学士院 委員会一覧表
8. 日本学術会議事務局設置の経過について
9. 行政機構改革に際し日本学術会議について(先般提出したものの写し)